

HF24BOX 映像コンテンツ利用規約

株式会社保安企画（以下、「当社」という。）が制作・運営・管理するインターネット上の動画配信サービス『HF24BOX』を法人又は個人事業主（以下、「会員」という。）がご利用されるにあたっては、以下の利用規約（以下、「本利用規約」という。）の内容を承諾の上、当社が定める方法に従って会員申請を行っていただく必要があります。

要 綱

1. 映像の提供方法	ダウンロード配信
2. 提供する映像	『ホームフィットネス24』のサイト内で公開されている映像の全て
3. 映像の利用目的	スタジオや共有スペースにおけるフィットネス
4. 契約期間	最低利用期間は契約開始月から半年。 半年以降は、解約前々月までに申し出が無い限り毎月自動更新。

規約条項

（本映像コンテンツの利用許諾）

第1条 当社は会員に対し、本映像コンテンツについて、本利用規約に定める条項に従い、会員が利用することを許諾する。ただし、この許諾は通常の実施許諾であり、独占的・排他的なものではありません。

（定義）

第2条 本規約にて使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

（1）ライセンス

本映像コンテンツを利用する権利をいう。

（2）デバイス

本映像コンテンツを再生・表示する専用機器をいう。

（許諾の範囲）

第3条 第1条により本映像コンテンツにつき会員が利用を許諾されるのは、以下の行為に限定するものとします。

- ① 要綱記載の利用目的であること

- ② ①にあたり、会員が本映像コンテンツの運用・管理・監視にあたること
- 2 会員は本映像コンテンツを、第 1 項に定めた以外の行為に権利を行使するためには、予め当社の書面による許諾を得る必要があります。

(適用範囲)

第 4 条

当社は、本利用規約に従って『HF24BOX』（以下、「本サービス」という。）を提供します。

- 2) 本サービスをご利用いただく会員は、ライセンスを発注していただいた時点で以下の本利用規約に同意いただいたものとみなします。
- 3) 本サービスへの接続は日本国内 IP に限ります。

(本利用規約の変更と通知)

第 5 条

当社は、本利用規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の利用規約によります。

- 2) 当該変更は、本サービス用の Web サイト等に掲示された時点で効力を生じるものとします。

(ライセンス登録)

第 6 条

本サービスのご利用にあたっては、当社の定める方法に従って、ライセンス申請を行う必要があります。

なお、ライセンス登録が完了した時点を持って、会員と当社との間で本サービスのご利用に係る契約（以下、「本サービス利用契約」という。）が成立するものとします。

- 2) ライセンス情報の管理は、会員の責任の下で行うものとし、ライセンス情報が不正確または虚偽であったために会員が被った一切の不利益および損害に関して、当社は責任を負わないものとします。

(本映像コンテンツの詳細)

第 7 条 当社が会員に対して、公開する具体的な映像コンテンツは、要綱に定めます。

- 2 当社は、映像コンテンツの出演者個人もしくは団体側の事情に起因して、映像利用を停止せざるを得ない事情が発生した場合には、当該映像コンテンツの会員に対する提供を停止できるものとします。

(契約期間)

第 8 条 本サービス利用契約期間はライセンス単位で定義されるものとします。

- 2 本サービス利用契約期間は1ヶ月単位とし、契約開始月から月額満額のライセンス利用料が発生するものとします。
- 3 最低本サービス利用期間は契約開始日より6ヶ月間とし、以降は契約終了前々月の末日までに当社又は会員いずれかから文書をもって終了する旨の通告がないときは、1ヶ月単位で自動的に更新されるものとします。
- 4 最低本サービス利用契約期間内にライセンスの解約を行う場合は、会員は当社に対して、当社が定める期限までに、解約月から最低契約期間満了月までの残余期間に対するライセンス利用料を一括して支払うものとします。
- 5 本サービス利用契約の終了、解約又は解除後、会員は、当社がから提供を受けたすべての当社コンテンツ及びその複製物を速やかに破棄し、デバイスは当社に返却するものとします。

(利用料金)

- 第9条 会員は当社又は販売店に対し、ライセンス利用料として、発注書に記載されたライセンス利用料及び消費税相当額を支払うものとします。
- 2 ライセンス利用料は、当社又は販売店と会員協議の上、改定することができるものとします。

(ライセンス利用料の支払方法)

- 第10条 当社へライセンスを発注した場合は、毎月ライセンス数に応じたライセンス利用料を集計し、会員に請求書を発行します。会員は請求該当月の翌月末日までに請求書指定の方法に従い支払うものとします。
- 2 振り込みに要する手数料は会員が負担するものとします。口座自動振替の場合、27日に金融機関が休業の場合は翌営業日に口座自動振替するものとします。
 - 3 会員が、支払期限までに支払いを怠った場合は、会員は支払期日の翌日より完済の日までの遅延損害金を年14.6パーセントの割合で計算した金額を加算して支払わなければいけません。
 - 4 販売店を通じてライセンスを発注した場合は、販売店の支払い方法に従い毎月のライセンス料を支払うものとします。

(ライセンスの追加発行)

- 第11条 会員が当社に対し、ライセンスの追加発行を希望する場合は、以下の事項を当社又は販売店に対してE-mailにて通知するものとします。

- ① 施設名称・部屋名称
- ② 施設所在地
- ③ 電話番号
- ④ 映像管理者の氏名

⑤ 利用開始希望日

- 2 当社が前項の申し込みを受けた場合は、原則としてライセンスの発行を承諾し、速やかに E-mail にて通知するものとします。その後、当社から会員に対する承諾通知が行われた時点でライセンスの発行が完了するものとします。
- 3 ただし、当社は、次の各号に該当する場合には、利用開始の承諾を拒否することができるものとします。
 - ① 第1項記載の申告事項に不備がある場合
 - ② 虚偽の情報が記載されている場合
 - ③ その他、承諾が適当でないと甲が判断した場合

(善管注意義務、禁止事項)

第12条 会員は、デバイスを善良な管理者の注意をもって使用管理し、デバイスを譲渡、転貸、担保提供、その他一切の処分をしてはいけません。

(デバイスの故障)

第13条 当社は会員が通常使用によって生じたデバイスの故障は速やかに代替機等を準備し発送を行い、この費用については当社の負担するものとします。

(デバイスの滅失、毀損)

第14条 デバイスが、会員の故意または過失により滅失、盗難、又は損傷して利用不能となったときは、会員は当社に対し、損害賠償金を支払わなければならない。

(映像管理者)

- 第15条 会員は、各ライセンスに対して、特定の1名の映像管理者を設けることとします。
- 2 映像管理者はライセンスが付与されている店舗内での利用に関して、適切なる管理・監視にあたるものとします。
 - 3 会員は、映像管理者に変更が生じる場合には、当社に対して、事前に E-mail にて通知するものとします。
 - 4 映像管理者は、当社から管理状況の報告が求められた際には、これに速やかに応じなければならないものとします。

(著作権の帰属)

第16条 当社の有する著作権は当社に帰属し、会員に譲渡あるいは移転するものではないことを当社及び会員は確認します。

(内容の保証)

第17条 当社は会員に対し、本著作物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利をも侵害せず、かつ、合法的なものであることを保証します。

2 本著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果、会員または第三者に対して損害を与えた場合は、当社は、その責任と負担においてこれを処理します。

(権利義務の譲渡禁止)

第18条 当社及び会員は、この契約上の地位ならびにこの契約から生じる権利・義務を相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に譲渡し、または担保してはいけません。

(会員の禁止行為)

第19条 会員は次の行為をしてはいけません。

- ① 本映像コンテンツの一部または全部の複製、改変、送信、販売すること。
- ② 本映像コンテンツの一部または全部を第三者に対して、再販売、譲渡、再配布、使用許諾プログラムの内容を第三者に開示または漏洩すること。
- ③ 当社管理サーバへ、著作権など違法となる映像をアップロードしないこと。

(秘密情報の取扱い)

第20条 当社及び会員は、業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨書面で指定した情報（以下、「秘密情報」という。）を第三者に開示または漏洩してはいけません。

2 当社及び会員は、秘密情報を相手方に提供する場合、秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記して行います。

3 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方からの書面による承諾を受けなければならない。ただし、法令の定めに基づきまたは権限ある官公署から開示の要求があった場合はこの限りではありません。

4 本条の規定は、本利用規約の終了後及び解除後も同様とします。

(当社の免責事項)

第21条 当社は、本映像コンテンツの利用に起因して、会員もしくは第三者に何らかの損害が生じる事態となった場合においても当社は免責とします。

2 映像の再生時、回線やデバイス、サーバの障害により、何らかの損害が生じる事態となった場合においても、故意又は重過失が認められる場合を除き、当社は免責とします。

3 会員がアップロードした映像について損害が生じる事態となった場合も当社は免責とします。

(会員の施設名公開)

第22条 会員に事前承諾を得たうえで、当社のパンフレット、サイト、動画、展示会などにおいて、当社コンテンツを利用可能施設として、会員の施設名やロゴ等を紹介する事があります。

(損害賠償)

第23条 当社またはその社員その他使用人もしくは会員またはその社員その他の使用人の故意もしくは過失又は本契約上の債務不履行その他当社もしくは会員の責に帰すべき事由により相手方損害を与えたときは、当社は会員に対し又は会員は当社に対し、その損害を請求することができるものとし、損害が第三者に及ぶときは、当社、会員は協議するなど善意を持って対応しなければいけません。

2 ただし、21条に規定する当社の免責事項に該当する事情により、会員に損害が生じた場合には、当社の会員に対する損害賠償責任は発生しません。

(過怠約款)

第24条 当社及び会員は、次の各号の一つにでも該当したときは、催告を要せず、通知により本サービス利用契約を解除することができます。

- (1) 重大な過失または背信行為があった場合
- (2) 本契約に定める支払を怠り、30日を経過したとき
- (3) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別精算開始の申立てがあったとき
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (5) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2 前項の定める場合を除き、当社及び会員の一方は本規約の条項又は当事者間のその他の契約事項の一つでも違反し、30日間の期間を定めてその違反の是正を依頼したにもかかわらず、前記期間内に当該他の当事者がこれに応じないときは、本サービス利用契約を解除することができる。

3 本サービス利用契約が解除された場合、解除された当社または会員は、本サービス利用契約解除のときまでに相手方が被ったすべての損害に対する金額を、当該相手方に直ちに現金で支払います。

(反社会的勢力の排除)

第25条 当社及び会員は、自己または自己の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。以下同じ。）、代理人もしくは媒介する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能

暴力集団等の反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって該当しないことを相互に確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲または乙は、前項の確約に反して、相手方または相手方の役員、代理人もしくは媒介をする者が反社会的勢力あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、前条第 2 項の定めにかかわらず、催告を要せず、本サービス利用契約を解除することができます。
- 3 前項に基づき本サービス利用契約が解除された場合には、解除された者は、当該解除により生じたいかなる損害賠償も請求しません。

（裁判管轄）

第 26 条 本利用規約に関する紛争については、岐阜地方裁判所もしくは岐阜簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所としますことに合意します。

（誠実協議）

第 27 条 本利用規約に定めのない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、当社と会員協議の上、解決するものとします。

（準拠法）

第 28 条

本利用規約は、日本国の法律に基づき解釈されます。

附則

本利用規約は、2025 年 4 月 7 日から改訂実施するものとします。